

活かしてナンボの会計

消費税におけるインボイス制度導入への準備

■ 税理士法人 袖野会計

- ・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
- ・社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援も行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL : <http://www.sdncpa.or.jp> E-mail : soumu@sdncpa.or.jp)



1. 仕入税額控除とインボイス

消費税の改正案(以下、「本改正案」とする)において「適格請求書等保存方式」についても2023年10月から導入予定であることは、システム変更等で考慮すべきであることを本コラムで前回指摘した。「適格請求書等」は、「インボイス」と言われており、改正案では「適格請求書」と同等の事項が記載された仕入明細や納品書(電磁的な記録を含む)もその範囲に含まれている。

消費税は、原材料販売から製造業者、卸売業者及び小売業者のそれぞれの段階で、原材料、製品およびサービスが販売提供される都度上乗せされ、製品およびサービスを購入した消費者が最終的な負担者となる。各段階の事業者が納税した消費税の合計額と、最終消費者の負担した消費税額が一致するように、各事業者の納付税額の算出にあたっては、前段階の業者が負担した消費税額を控除することとなっている。本改正案で、この前段階の消費税を控除(仕入税額控除)するために必要とされるのが一定の事項が記載されている「インボイス」である。

仕入税額控除の要件は、1989年、消費税の創設時は「帳簿方式」であったが、1997年、税率が3%から5%に引き上げられるのと同時に「請求書等保存方式」に改正された。本改正案では、軽減税率の導入に伴う複数税率に対応した適正な課税がなされることを目的として「適格請求書等保存方式」いわゆる「インボイス方式」に再改正するとしている。

2. 500万事業者に上る免税事業者との取引の見直し

本改正案では、「適格請求書等」を交付できる事業者は、税務署に「適格請求書発行事業者」の登録をした事業者に限られており、課税事業者でなければならないとされているので、課税期間の基準期間における課税売上高が1000万円以下の事業者で消費税の納税義務が免除されている免税事業者は、「適格請求書等」を交付できない。免税事業者より仕入を行った課税事業者は、その仕入に係る消費税額を控除できないので、課税事業者からの仕入よりも消費税額分10%がコスト増となる。

現行の消費税価格転嫁特別措置法(以下、「消費税転嫁法」とする)で、課税事業者と免税事業者とで購入単価を変えることは、「買ったとき」として合理的な理由がない限り問題となる。したがって、消費税転嫁法が改正等されない限り、免税事業者との取引であっても、その取引価格は、消費税を含めた単価となるにもかかわらず、仕入税額控除ができないことから、取引関係の見直しを含めた様々な準備が必要となる。

一方、免税事業者が課税事業者を選択し、「適格請求書発行事業者」登録して「適格請求書等」を交付した場合には、仕入税額控除を適用できるが、免税事業者にとっては、従来免除されていた消費税の納税義務が生じることとなり、仮に簡易課税制度を選択適用したとしても、税負担と事務負担の増加は避けられないものとなる。

「適格請求書等保存方式」の導入により、消費税免税制度による本来納税されるべき消費税額の徴収不足額である益税額が、2005年度で推計約5000億円である(会計検査研究 No.43 (2011.3)) ことを是正する可能性は大いにあると思われる。

しかし、日本において、全事業者は約800万事業者でそのうち免税事業者は約500万事業者であるので(平成28年2月24日 衆議院金融財政委員会答弁より)、その導入により、特別の取扱いが認められている農家を含めたあらゆる中小事業者だけでなく、免税事業者と取引関係がある課税事業者も、仕入税額控除ができなくなるという大きな影響を受ける。

なお、事業者間取引いわゆるB to B取引において、「適格請求書等保存方式」の導入は2019年の税率引き上げから4年後の2023年とし、さらに、2029年までの6年間は免税事業者からの仕入税額控除の段階的廃止についての経過措置が手当てされている。